

8 第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に

規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十一第二項若しくは第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の十一第二項及び第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十一第二項及び第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）」及び「並びに租税特別措置法第四十二条の十一第二項及び第三項（国際戦略総合特別区域において機

械等を取得した場合の法人税額の特別控除」とする。

11 第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第五項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二 青色申告書を提出する法人（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。以下この項、次項及び第五項において「適用年度」という。）において、第二号に掲げる要件を満たす場合（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、

当該適用年度においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に
限る。）において、当該法人が雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業（他の法律により業務の規
制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを除く。）を行つてるとき
は、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三
項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、
第三項及び第五項並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二ま
での規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利
及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、
二十万円に当該法人の基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」と
いう。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分
の十（当該法人が中小企業者等（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をい
う。第二号イにおいて同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控
除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 適用年度及び当該適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該適用年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において、離職者（雇用者であつた者で当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をした者をいう。）がないこと。

二 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 当該法人の基準雇用者数が五人以上（当該法人が中小企業者等である場合には、二人以上）であること。

ロ 当該法人の基準雇用者割合が百分の十以上であること。

ハ 当該法人の給与等支給額が当該法人の比較給与等支給額以上であること。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 設立事業年度等 設立（合併による設立を除く。）の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第四百一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等（以下この号において「公益法人等」という。）及び人格のない社団等

にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業（以下この号において「収益事業」という。）を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた同条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。）を含む事業年度（政令で定める事業年度を除く。）、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

二 雇 用 者 法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するものをいう。

三 基準雇用者数 適用年度終了の日における雇用者の数から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。次号において「前事業年度等」という。）終了の日における雇用者の数を減算した数をいう。

四 基準雇用者割合 基準雇用者数の前事業年度等の終了の日における雇用者の数に対する割合をいう。

五 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（雇用者に対して支給するものに限る。）をいう。

六 給与等支給額 法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五項において同じ。）をいう。

七 比較給与等支給額 適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額（当該適用年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「一年以内連結事業年度」という。）にあつては当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額とし、当該各事業年度の月数（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該一年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）と

当該適用年度の月数とが異なる場合には当該給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の数（一年以内連結事業年度の数を含む。）で除して計算した金額（以下この号において「適用年度前一年以内事業年度等における給与等の支給額」という。）に、当該適用年度前一年以内事業年度等における給与等の支給額に基準雇用者割合を乗じて計算した金額の百分の三十に相当する金額を加算した金額をいう。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる基準雇用者数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した金額に限るものとする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における適用

年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

第四十三条第一項の表の第一号中「百分の十四」を「百分の八」に改め、同表の第二号中「当該法人が

第五十九条の二第一項の規定の適用を受けるものである場合には、同項を「船舶法第一条」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「限る」の下に「。以下この項において「研究施設」という」を加え、「（以下この項において「研究施設」という。）」を削り、「百分の十六」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の六」に改める。

第四十四条を削る。

第四十四条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日までの間」を「平成二十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内」に改め、「事業をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「取得価額」の下に「（当該事業年度の指定期間内にその用に供した当該法人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額）」を加え、同条を第四十四条とする。

第四十四条の三を削る。

第四十四条の四第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の下に「(昭和三十二年法律第百六十四号)」を加え、「百分の八」を「百分の六」に改め、同条を第四十四条の二とする。

第四十四条の五の見出しを「(特定農産加工品生産設備等の特別償却)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

青色申告書を提出する法人で特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの(第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る。)のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画(以下この項において「経営改善計画」という。)について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画(同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの)に記載された機械及び装置(同法第二条第二項に規定する特定農産加工

業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定農産加工品生産設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十四条の五を第四十四条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定高度通信設備の特別償却）

第四十四条の四 青色申告書を提出する法人で中小企業者（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者をいう。）に該当するものうち電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第四条第一

項に規定する実施計画（以下この項において「実施計画」という。）について同条第一項の認定を受け
たものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行
の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該認定に係る実施計画（電気通信基盤充実臨時措
置法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された減価償却資
産（電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項に規定する高度通信施設に該当するものうち電気通信
の利便性を高めるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「特定高度通信設備」とい
う。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定高度通信設
備を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所
有権移転外リース取引により取得した当該特定高度通信設備をその事業の用に供した場合を除き、過疎
地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内におい
てその事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定高度
通信設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定高度通
信設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定高度通信設備の取得価額の百分の十五に相当する

金額をいう。)との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「減価償却資産のうち」を「減価償却資産（以下この項において「医療用機器等」という。）で」に改め、「（以下この項において「医療用機器等」という。）」を削り、同項第一号中「及び第三号」を削り、「百分の十四」を「百分の十二」に改め、同項第二号中「百分の二十」を「百分の十六」に改め、同項第三号を削り、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十六条の二の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「その障害者雇用割合が百分の五十（当該法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合」を「次に掲げる要件のいずれかを満たす場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 障害者雇用割合が百分の五十以上であること。

二 雇用障害者数が二十人以上であつて、障害者雇用割合が百分の二十五以上であること。

三 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 基準雇用障害者数が二十人以上であつて、重度障害者割合が百分の五十以上であること。

ロ 当該事業年度終了の日における雇用障害者数が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項に規定する法定雇用障害者数以上であることにつき政令で定めるところにより証明がされたものであること。

第四十六条の二第二項を削り、同条第三項第三号中「重度身体障害者、」を「重度身体障害者（第五号において「重度知的障害者」という。）」に、「重度知的障害者、」を「重度知的障害者（第五号において「重度知的障害者」という。）」に改め、「又は知的障害者である短時間労働者」の下に「（次号において「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」という。）」を、「精神障害者である短時間労働者」の下に「（次号において「精神障害者である短時間労働者」という。）」を加え、同項に次の二号を加える。

四 基準雇用障害者数 当該事業年度終了の日において常時雇用する障害者、身体障害者又は知的障害

者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。

五 重度障害者割合 当該事業年度終了の日における基準雇用障害者数に対する重度身体障害者、重度的障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第六号に規定する精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の数を合計した数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

第四十六条の二第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第四十六条の三第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第四十六条の四を次のように改める。

(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)

第四十六条の四 青色申告書を提出する法人が、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日ま

での期間（以下この項において「指定期間」という。）内に開始する各事業年度において、次世代育成支援対策推進法第二条に規定する次世代育成支援対策に係る同法第十三条に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該法人が指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「基準適合認定」という。）を受けた場合には、当該基準適合認定を受けた日を含む事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）終了の日において当該法人の有する建物及びその附属設備で事業の用に供されているもの（当該法人の当該基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間開始の日から当該適用事業年度終了の日までの期間内において取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。）に限る。以下この項において「特定建物等」という。）に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定建物

等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条の見出しを「（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「第三十七条の高齢者向け優良賃貸住宅」を「第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅」に、「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」に、「又は高齢者向け優良賃貸住宅」を「又はサービス付き高齢者向け賃貸住宅」に、「当該高齢者向け優良賃貸住宅を」を「当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅を」に、「の当該高齢者向け優良賃貸住宅」を「の当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅」に改め、

「（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日

以後の期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）を削り、「当該高齢者向け優良賃貸住宅」を「当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅」に、「に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時に於ける同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」に改め、「（目的外使用期間を除く。）」を削る。

第四十七条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「又は第三号」を削り、同条第三項中「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第四十八条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第四十九条から第五十二条までを次のように改める。

第四十九条から第五十二条まで 削除

第五十二条の二第一項中「、第四十二条の七第一項」を削り、「第四十二条の十第一項」の下に「、第四十二条の十一第一項」を加える。

第五十二条の三第一項中「損金経理」の下に「（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を加える。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで、第四十二条の十」を「第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十、第四十二条の十一」に改める。

第五十五条第四項第二号中「の全部又は一部」及び「のうちその移転することとなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該合併により合併法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その合併の直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）」を削る。

第五十五条の六の前の見出し及び同条を削る。

第五十五条の七第六項中「第五十五条の五第六項」を「前条第六項」に改め、同条を第五十五条の六と

し、同条に見出しとして「(特定災害防止準備金)」を付する。

第五十六条第二項中「鉄道事業法」の下に「(昭和六十一年法律第九十二号)」を加える。

第五十七条の八の見出しを「(特定船舶に係る特別修繕準備金)」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる固定資産(外国法人の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産にあつては当該外国法人の国内において行う事業の用に供するものに限るものとし、」を「船舶安全法第五条第一項第一号の規定による定期検査(以下この項において「定期検査」という。)を受けなければならない船舶(総トン数が五トン未満のもの及び)」に、「除く。」について行う修繕(次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。)」を「除く。以下この条において「特定船舶」という。)」について行う定期検査を受けるための修繕(」に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「固定資産」を「特定船舶」に改め、同項第二号中「その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶(以下この号において「特定船舶」という。)」を「同項の特定船舶」に改め、同項第三号中「又は築造」を削り、「固定資産」を「特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に改め、同条第三項中「固定資産」を「特定船舶」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第四項

第六十一条の三第四項中「第四十六条の二第一項及び第四十六条の三並びに」を「から第四十六条の三まで及び」に改め、第三章第四節の二中同条を第六十一条の三の二とする。

第六十一条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の三第一項」に、「第六十一条の二第二項」を「第六十一条の三第二項」に改め、同条を第六十一条の三とする。

第三章第四節の二を同章第四節とし、同章第三節の三の次に次の二節を加える。

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例

第六十一条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において総合特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同法第二十七条第一項の指定を受けた同項に規定する指定特定事業法人（以下この項において「指定特定事業法人」という。）に該当するもの（次条の規定の適用を受けるものを除く。）が、当該各事業年度（当該指定の日（当該指定特定事業法人が合併法人である場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日。以下この項において「指定日」という。）から当該指定日以後五年を経過する日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に終了する事業

年度に限るものとし、第四十二条の十一又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）において、同法第二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域内において行われる当該指定に係る同法第二十七条第一項に規定する事業のうち政令で定めるものに係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の

明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 指定期間内に終了する各事業年度（当該指定期間内に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合）には、当該指定期間内に終了する各連結事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。）

において第一項の規定の適用を受けた法人（当該適用対象年度において第六十八条の六十三の二第一項の規定の適用を受けた連結法人に該当するものを含む。）が、総合特別区域法第二十七条第三項の規定により同条第一項の指定を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該適用対象年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の六十三の二第一項の規定により損金の額に算入された金額）の合計額は、当該指定を取り消された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。